

第 7 回職場における受動喫煙防止対策に関する検討会議事概要

1. 検討会報告書骨子（案）について

事務局より、検討会報告書骨子（案）について説明後、委員より以下のような意見が出された。

1 はじめに

- ここを記述する際には、受動喫煙問題の今後の展望について書かれているとよい。

2 職場における受動喫煙防止対策に係る国内外の動き

- 喫煙対策の改善を望む労働者が 92%いるということは、喫煙者からも受動喫煙防止対策を進めることについて理解が得られているということである。

3 受動喫煙の有害性（健康リスク）に係る認識

- IARC の発がん性分類に係る表現について、誤解のない表現に修正すべきである。
- たばこのリスクについてはここで詳しい記述を要しないが、明らかに発がん性が認められるということは共通認識である。

4 今後の職場における受動喫煙防止対策

- 労働安全衛生法では、業種や事業場規模による例外は設けていないが、顧客が喫煙する職場に係る対策については、段階的措置という整理ができるのではないかと。
- たばこの特有の事情として「たばこが販売されている現状をかんがみると」という表現はあえてこの報告書に記述する必要はない。
- 全面禁煙について、事業場とすると敷地まで含まれるので、建物内に限定する表現とすべき。また、車内も入るようにすべき。
- 事業規模によって労働者の健康に格差があるべきではない。
- 受動喫煙防止対策として「防止」と「低減」の 2 通りの表現があり、若干ニュ

アンスが異なるので、整理した方がよいのではないか。

- たばこ煙による健康影響が生じた場合であったとしても、そのすべての原因が職場における受動喫煙とはいえないと記述するのは、受動喫煙防止対策を進める観点からは、適切ではないのではないか。

5 具体的措置

- 事業者が措置を講じる際、労働者についても対応が必要となるが、協力という言葉では弱いので、表現を検討した方が良い。
- 受動喫煙による健康影響だけでなく、喫煙による健康障害ということも入れることを検討しても良いのではないか。
- 国の責務について、記述することが適当であるかを含め検討しても良いのではないか。

6 事業者に対する支援

- 事業者に対する技術的支援、財政的支援について、もう少し具体的に記載できないか。
- 中小企業だけでなく、全般的な援助があると助かる。
- 事業者にとって、受動喫煙防止対策に関して何らかの相談体制があるのは、望ましいことである。

7 留意事項

- 受動喫煙防止対策が今後どのようなようになるのか、進捗状況の確認についても記載した方が良いのではないか。
- 建物貸与者の協力については、この表現では分かりづらいので、もう少し具体的に記載した方が良いのではないか。

2. その他

事務局より、次回の検討会の予定等について説明された。